

にかほ市農地賃借料情報

平成 30 年 4 月から 12 月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10a 当たり）は、以下のとおりとなっています。この農地賃借料情報は、改正農地法第 52 条に基づき毎年公表するものです。（従来の「標準小作料制度」は、平成 21 年 12 月の法改正により廃止されています。）

平成 31 年 1 月 にかほ市農業委員会
(10a 当たり：円)

農地別・地域別		平均額	最高額	最低額	データ数 (筆数)	備考
水田	象潟	9,084	18,000	2,000	1,041	
	金浦	11,390	18,000	2,000	184	
	仁賀保	8,337	25,000	1,000	752	
畑地	市全体	—	—	—	—	

※データ数は集計に用いた件数です。

※物納契約の場合は、12,400 円／60kg（ひとめぼれ 1 等米概算払い金）で換算しています。

※農地の貸し借りをを行う場合は、賃借料情報を目安とし、水稻の収穫量や圃場条件等を踏まえたうえで、最終的には当事者間の話し合いにより賃借料を決定してください。

※契約期間の途中であっても農地法第 20 条第 1 項の規定により、双方が合意した場合は賃借料を変更することができます。